

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルスの感染拡大防止について、日頃よりご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5月8日から季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げられることに伴い、村教育委員会からの通知を踏まえ、幼稚園での対応を下記のように変更いたしますのでお知らせします。

記

1 5類感染症への位置付けの見直しについて

(1) 出席停止期間について

「発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。
幼稚園まで連絡願います。（裏面参照）

※「症状が軽快」とは…

解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることです。

(2) 感染後のマスク着用について

療養解除となっても、発症後10日間はウイルス排出の可能性があるため、マスク着用をするなど感染防止対策が推奨されています。

(3) 同居家族が発症した場合等について

「濃厚接触者」の特定が行われなくなり、インフルエンザ同様に同居者（または同居者に準じる方）が陽性になったとしても外出自粛が求められることはなく、お子様本人の健康状態に問題がなければ、登園することができます。

しかし、同居の家族が発症した場合は、お子様本人も発症するリスクがあるため、体調にご注意いただき、マスクを着用するなど感染対策のご協力をお願いいたします。

2 平時の感染症対策は、次のとおりです。

◎ マスクについては、着用を求めないことが基本となります。

(1) 健康観察

① お子様の朝の健康観察は引き続き行ってください。

② 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するよう願います。また、必要に応じて医療機関を受診願います。

③ 従来行っていた体温チェックの提出は必要ありません。（感染状況によって求める場合があります。）

(2) 換気の確保

① 可能な限り常時換気を行います。必要に応じ、サーキュレータを使用し十分な換気を確保します。

(3) 手洗い等の手指衛生

① 外から教室へ入る時やトイレの後、弁当の前後など。流水と石けんでのこまめな手洗いを指導します。

(4) 昼食時

① 飛沫予防のための使用していたパーテーションについては、状況に応じて使うこともあります。

3 感染流行時における感染症対策は、次のとおりです。

上記の「2 平時の感染症対策」に加えて

(1) マスクの取り扱い

○ 教職員はマスクを着用します。また、子どもたちにも着用を促すことが考えられます。（その場合、着用を強いることがないようにします。）

(2) その他の感染対策

○ 全学年での行事ではなく、分散での対応が考えられます。

※ 療養期間について

	発症日	発症後						
	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目
発症後1日目に 軽快した場合	有症状	軽快	軽快後 1日目				療養解除	
発症後2日目に 軽快した場合	有症状	有症状	軽快	軽快後 1日目			療養解除	
発症後3日目に 軽快した場合	有症状	有症状	有症状	軽快	軽快後 1日目		療養解除	
発症後4日目に 軽快した場合	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	軽快後 1日目	療養解除	
発症後5日目に 軽快した場合	有症状	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	軽快後 1日目	療養解除